

〔平 14.5.10〕
〔基礎小 13-6〕

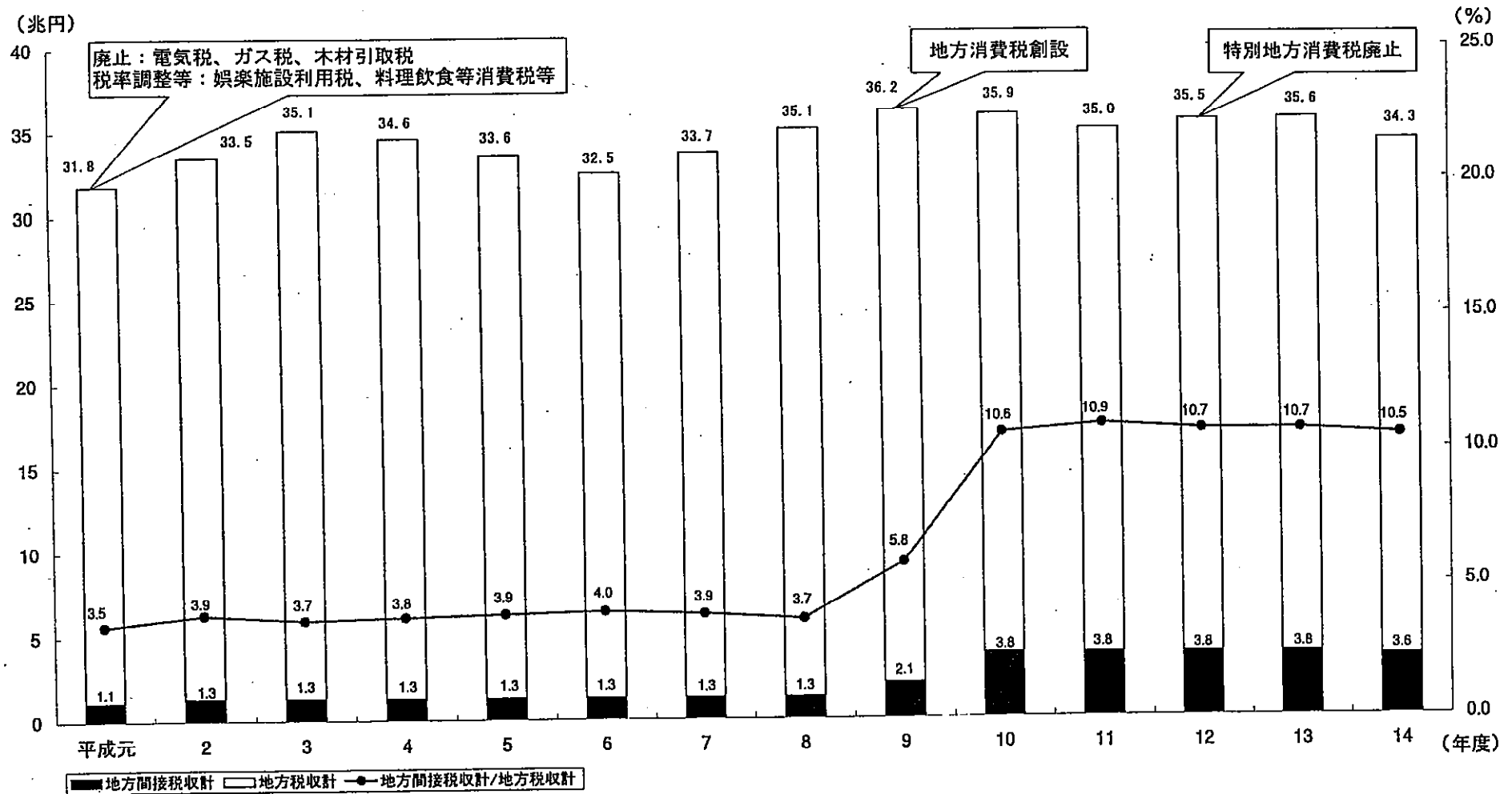
地方稅關係資料

（地方消費稅關係）

目 次

- ・ 地方税収、地方間接税収及び地方税収に占める地方間接税収の割合の推移…………… 1
- ・ 地方消費税の概要…………… 2
- ・ わが国税制の現状と課題（平成12年 7 月 税制調査会）（要約）－抄－…………… 3
- ・ わが国税制の現状と課題（平成12年 7 月 税制調査会）（抜粋）…………… 4

地方税収、地方間接税収及び地方税収に占める地方間接税収の割合の推移



(注) 1 税収については、12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額による。
 2 「地方間接税」とは、地方消費税、特別地方消費税及びゴルフ場利用税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税である。

地方消費税の概要

（ 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。）

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成12年度決算額 2兆5,282億円 平成14年度地方財政計画額 2兆4,333億円

※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成11年11月15日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成12年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成12年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2

(要 約)－抄－

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

5. 地方消費税

- 地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。
- 地方消費税の使途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。
- 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

三 消費課税

5. 地方消費税

(1) 創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

(参考) 消費譲与税

昭和63年の抜本的税制改革においては、消費税の創設に伴い、既存の電気税、ガス税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税などの間接税について廃止、縮小が行われ、これにより、地方公共団体の減収が見込まれることとなりました。また、この改正においては、個人住民税の減税等による減収に加え、法人課税の実効税率の引下げ等による法人住民税、法人事業税の減収が生じることとなりました。

このようなことから消費税の創設に当たって、消費譲与税の創設及び消費税の地方交付税の対象税目への追加がなされることとされ、平成元年度から消費譲与税制度が導入されました。

なお、平成9年度からの地方消費税の導入に伴い、平成8年度限りで消費譲与税が廃止されました。

(2) 制度の概要

地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、消費税の納税義務者をその納税義務者とし、消費税額を課税標準とする税です。

課税対象は、国内取引及び輸入取引のいずれにも課されますが、国内取引に係る消費税額に課されるものを「譲渡割」と、輸入取引に係る消費税額に課されるものを「貨物割」と言うものとされています。

譲渡割の納税義務者は、「課税資産の譲渡等を行った事業者」とされ、当該納税義務者の住所地等所在の都道府県が課することとされています。譲渡割の課税標準は、課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額を控除した後の消費税額であり、税率は100分の25(消費税率換算1%相当)となっています。

譲渡割の納付については、納税義務者の事務負担を考慮して、当分の間、その賦課徴収を国に委ねており、税務署(国)において消費税の例により、消費税と併せて行うこととされています。

貨物割の納税義務者は、「課税貨物を保税地域から引き取る者」とされ、当該保税地域所在の都道府県が課することとされています。貨物割の課税標準は、課税貨物に係る消費税額であり、税率は100分の25(消費税率換算1%相当)となっています。

貨物割の賦課徴収については、税関(国)において、消費税の例により、消費税と併せて行うこととされています。

地方消費税については、消費税のような多段階累積排除型の間接税を各都道府県の消費課税として仕組む場合には最終消費地と税収の帰属を一致させる必要があることから、そのための仕組みとして、一旦地方消費税として各都道府県に納付された税収について、各都道府県間において消費に相当する額に応じて清算を行うこととされています。

また、平成6年の税制改革において、市町村についても、個人住民税の減税と消費譲与税の廃止に伴う歳入不足

を補填する必要があり、安定財源を市町村に帰属させるなどの観点から、地方消費税の2分の1に相当する額を市町村に交付する交付金制度が設けられています。

(3) 税収の状況

地方消費税は、平成9年4月から導入され、初年度は約8,070億円の税収となっていました。平成12年度においては、地方財政計画上、2兆5,438億円と見込まれています。

(4) 今後のあり方

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

地方消費税の用途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。

また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。